

農家の皆さまへ

## 米の全量全袋検査に係る搬入手数料について

標記の件につきまして、米の検査へのご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。皆さまのご協力により検査は順調に推移しております。

検査のために持ち込んだ米の搬入手数料（110円／1袋・片道）のお支払いにつきまして、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

- 個人で検査場へ米を持ち込み、検査を受けた方につきまして、1袋（30kg）あたり片道**110円**の手数料をお支払いします。  
※フレコンバッグの検査手数料については、1袋あたり3,024円です。
  - 上記手数料については、搬入された数量を集計後、大玉村地域農業再生協議会から生産者の口座へ送金致します。（12月下旬を予定）
  - 搬入された方と生産者が異なる場合は、お手数でも生産者の方から実際に搬入された方へお支払い頂きますようお願い申し上げます。
  - 全ての米について、全量全袋検査を受けて下さい。検査を受けていない米については、出荷・販売・縁故米等として利用することができません。
  - 検査場でのスクリーニング検査において「25Bq/kg」未滿となった米は、その場で検査済みラベルが貼り付けられ、出荷・販売・飯米・縁故米等として利用が可能となります。
- ※スクリーニング検査で「25Bq/kg」を超えた米については、県の追加検査を受けることとなりますので、一時預り致します。

### 【問い合わせ先】

大玉村役場 産業建設部 産業課 村おこし係

☎ 24-8106（直通）

## 米の全量全袋検査に伴う検査場の閉鎖について

このことについて、平成30年産米の検査実施期限（持ち込み期限）は以下とおりとなりますので、まだ検査を受けていない方は、お早めに受けるようお願いいたします。

米の全量全袋検査は、県下一斉に取り組んでいる事業であり、福島県産米の安全・安心を全国に発信し、風評被害払拭・消費拡大を図る取り組みです。万が一全量全袋検査を受けていない米が流通してしまうと、福島県全体の信用を失う問題となりますので、保有米・飯米についても、必ず検査を実施されますようお願い申し上げます。

### 《検査場(大山・玉井)への米持ち込み期限について》

**検査最終日:11月30日(金)**

※休日の検査は11月11日(日)が最終日となります

検査場が混み合う場合があります、必ず連絡をし、検査日時を設定してから持ち込んで下さい

検査場	検査の対象となる米	検査の申し込み先
第1検査場 (玉井育苗センター)	JA出荷の全ての用米	JA大玉営農センター ☎48-2213
第2検査場 (旧JA大山支店倉庫)	JA以外の集荷業者、 自家保有米	大玉村役場 産業課 ☎24-8106 (8:30~16:30)

※モミ等のまま保管していた米を、検査期間終了後に出荷する場合においても、全量全袋検査が必要となります。その際は他市町村の検査場で検査を受けることとなりますので、まずは大玉村役場 産業課 (TEL24-8106) へご連絡を頂き、検査日程の調整をして下さい。